

「第 13 回“日本の食品”輸出 EXPO WINTER」 徳島県ブース装飾設置運営委託業務仕様書

「第 13 回“日本の食品”輸出 EXPO WINTER」徳島県ブース装飾設置運営委託業務（以下「本業務」という。）の内容は次のとおりとする。なお、本仕様書に記載されている業務以外に目的に資する業務がある場合は、当該業務を提案すること。

1 委託業務名

「第 13 回“日本の食品”輸出 EXPO WINTER」徳島県ブース装飾設置運営委託業務

2 委託業務の内容

- ア 「3 ブース仕様等」の仕様をみたすブースの設計、設営、運営、撤去を実施すること。
- イ 出展規約を遵守し、出展企業の展示商談スペースが十分に確保されていること。
- ウ 期間中、通訳（英語または中国語）を 2 名確保すること（ニューチャレンジャー枠出展企業 2 社用）。その他出展企業の要望に応じて、通訳を手配すること。
- エ 小間内の清掃およびゴミ（カン・ビン等不燃物含む）の処分を毎日行うこと。
- オ 電気工事費、電気使用料金、インターネット接続サービス、出展企業が個別に要望するサービス等、ブース運営に必要な各種サービスの申請・申込みを行い、展示会事務局が指定する先に費用を支払うこと。
- カ 出展企業負担金（出展費用、通訳手配費用、その他備品レンタル費用等）の請求業務を行うこと。

【ブース概要】

- 会 期： 令和 8 年 11 月 11 日（水）から同年 11 月 13 日（金）まで
ただし、設営や撤去については、主催者の発表する日程で行うこと。
- 設 置 会 場： 東京ビッグサイト（東京都江東区）
- 出 展 エリア： 7 小間（14 ブース）、うち角小間 2 ブース
- 面 積： 113.4 m²（5.4m x 21m）
- 出展企業数： 12 社（一般 10 社、ニューチャレンジャー枠 2 社）
- 想定される出展業者： 加工食品製造業 10 社（ゆず製品、麺類、洋菓子類、清涼飲料、肉類、醤油、食用花等）
農産物生産者 2 社（いちご、みかん、米等）

3 ブース仕様等

次のとおりブースを設置すること。

（1）ブースサイズ

113.4 m²（5.4m x 21m）

（2）ブース形成の条件

- ① 「出展要項」「自治体・外郭団体のパビリオン出展に関する規約」（以下出展規約、別紙参照）、提出書類等の内容を遵守すること。
- ② ブース全体から共有スペースを除いた部分を 12 ブースに分け、各社 1 ブースを使用すること。出展規約に準じ、1 社あたり 8.1 m²以上のスペースを確保すること。
- ③ 出展規約に準じ、カーペットや間仕切り壁、バックパネル等を適切に設置すること。
- ④ 出展業者ブースごとに以下の基礎備品を備えること
 - ・カウンター兼展示台
 - ・サインボード（社名およびメッセージスペースが一体となったもの）
 - ・壁面パネル装飾（出展企業が提出するキャッチコピーや画像を使いデザインし、壁面広告のように訴求伝達力の高いものとする。）

- ・スポット照明（各社展示ブースに対し効果的に配置し、明るさを確保すること）
 - ・100V コンセント 1～2 口
 - ・折りたたみ椅子 1～2 脚
 - ・商談テーブルセット（テーブル 1 台、椅子 2 脚）
 - ・チラシラック（自立式） 1 台
- ⑤ カウンター兼展示台は、高い訴求度で商品等展示ができる設計であること。スムーズな接客商談ができる設計であること。
- ⑥ カウンター兼展示台にはコンセントと、展示台下には荷物等を保管できるストックスペースを設けること。
- ⑦ 動画を流すためのモニター（60 型程度、壁付またはスタンド）を来場者から見える場所に設置すること。
- ⑧ 出展事業者から素材（動画・画像など）を集め、効果的な集客につなげることができる PR 動画（5 分程度）を作成し、⑦のモニターで表示すること。
- ⑨ 装飾に使用する照明は、全て LED 照明とすること。
- ⑩ 各出展者の共有使用物として、共有スペースに次のものを設置すること。共有スペースは作業動線のよいレイアウトであること。
- ・洗い場 1 台（手洗い用および食器洗い用の洗剤要）
 - ・冷蔵庫 1 台（600L 程度）
 - ・冷凍庫 1 台（800L 程度）
 - ・作業用長机 2 台
 - ・電子レンジ 1 台
 - ・IH 調理器具 2 台
 - ・その他簡単な調理等を行えるスペース
 - ・備品保管スペース
 - ・消耗品（ゴミ袋、洗剤、スポンジ、キッチンペーパー、ラップなど）
- ※各出展者には冷蔵冷凍ショーケースの個別スペースへの設置は認めるが、加熱調理器具の設置は認めない。
- ⑪ 展示ブースに来場者が読み込めるよう QR コードを掲示し、とくしま商品 CATALOG 最新版の日本語版、英語版、中国語（簡体字版/繁体字版）の各企業ページをリンクすること。
https://www.tokushima-ebooks.jp/?bookinfo=tkcatalog2023_jp
 カタログに掲載されていない企業については、別途出展企業と協議の上、リンク先を決定する。

4 必要書類の提出

受託者は、展示会の運営に必要な書類を作成し、展示会事務局が指定する先へ期日までに提出すること。なお、提出にあたり必要な経費は、委託業務に係る経費に含めるものとする。

（例）「電灯・電力工事申込書」

「水道・ガス配管工事申込書」

「出展者及び取扱食品等一覧表」、「試飲・試食届」

供給容量を超える電気工事費（幹線工事費）と電気使用料についても委託業務にかかる経費に含めることとし、展示会終了後に展示会事務局へ支払うこと。

5 業務日程等

次のとおり業務を実施すること。

ア 装飾の設営業務は、主催者の発表する日程で行うこと。

イ 装飾の撤去業務は、主催者の発表する日程で行うこと。出展企業の搬出が終わり次第実施すること。

ウ その他会期中等において、本業務に起因する問題等が生じた場合は、その都度、速やかに対応すること。

6 業務実施体制

受託者は、業務の適正な実施のため、出展企業、県及び関係機関との調整や業務全体を管理する業務責任者を配置すること。

7 再委託について

委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額及びその他必要な事項について記載した書面を県に提出し、書面により承諾を得た場合は、この限りでないものとする。

8 成果品の作成

委託業務の終了の後は、令和8年11月27日（金）までに業務内容について報告書に取りまとめ、成果品として提出すること。また、ブース等のデザインデータを併せて提出すること。ブース等のデザインに関する著作権は徳島県に帰属することとする。

9 支払条件

本業務に係る経費は、原則として業務を完了し、検査した後に支払うものとする。

10 業務上の留意事項

- ア 本事業の実施により知り得た個人情報については、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、本事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- イ 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度、徳島県と協議の上、決定すること。
- ウ 出展企業から、通訳手配やブースに設置する特別な備品等について設置要望があった際は、その企業の実費負担により対応すること。

(別紙) 主催者規定の出展規約につき、以下参照ください。

自治体・外郭団体の装飾規定の詳細

● 装飾規定

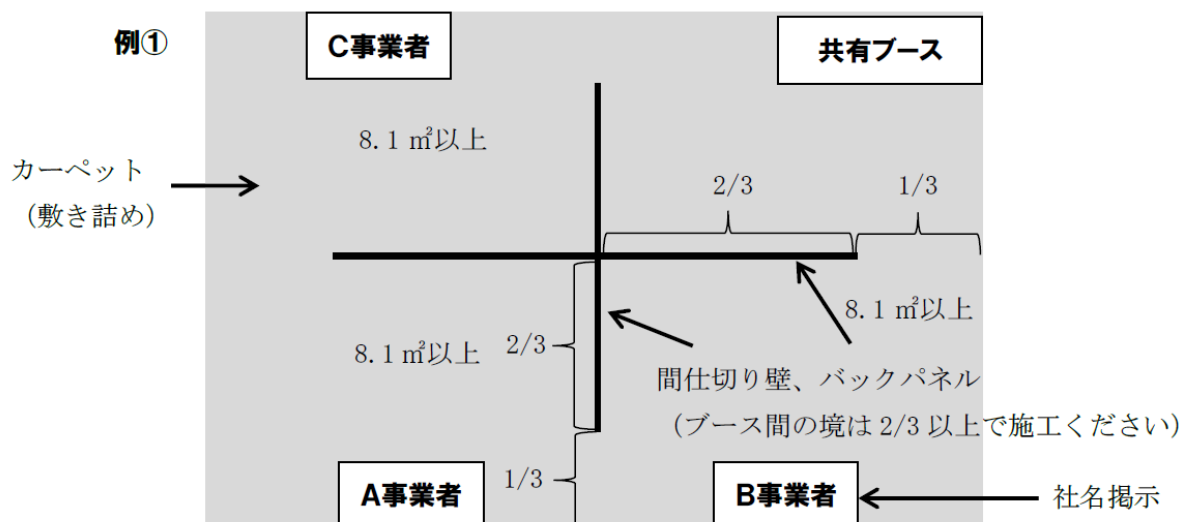
① 必ず施工しなければならない造作

●カーペット（敷き詰め） ●間仕切り壁、バックパネル

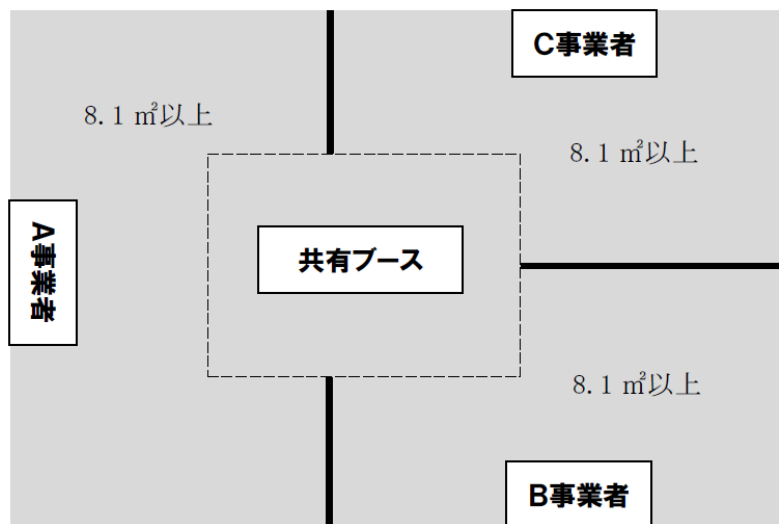
●社名掲示（出展社ならびに共同出展社の社名掲示が必要です。）

※基礎装飾は一切ありません。レンタル装飾をお申込みされていない方は、最低限上記のものをご用意ください。

※ブース4辺が全て通路に面している場合、間仕切り壁、バックパネルは不要です。



例②



② 装飾物は、床面から高さ3.6m以下となっております。

(1)装飾物（看板類、アーチ、バルーン等の浮遊物、光線を使用した装飾、ディスプレイ用の植木等を含む）の高さ制限は床面から3.6m以下とします。
(ただし、出展製品はこの限りではありません。)

(2)出展製品自体の高さが3.6mを超える場合は、会場に申請が必要となりますので、事前に事務局までご連絡ください。

③ 通路側へのライトの照射・突出物の取付を行うことは出来ません。

ライト類（社名看板・製品を照らす場合は除く）、看板類（主催者が取付ける小間番号板などは除く）、旗、幟（のぼり）その他装飾物の通路側への照射・突出は一切出来ません。
また、小間以外の共用通路部分へカーペットを敷くことも禁止いたします。

④ 隣接小間との間仕切りは、必ず片面パネルで施工してください。

隣接小間との間仕切り、及びバックパネルは、必ず隣接面全体を高さ2.7m以上、3.6m以下（セットバックなし）の片面パネルで施工してください。なお、高い間仕切りを用いた出展社は、露出した隣接小間との間仕切りの裏面を、白無地パネルもしくは、経師紙（白）で処理してください。

（高さが隣接小間と異なる場合、隣接小間から1mの範囲内で、隣接する小間側に社名等の文字を入れる事は禁止いたします。）

⑤ 装飾物を天井から吊り下げることが出来ません。

ホール内の既存天井から装飾物（バナー・ワイヤー等）を吊下げることが一切出来ません。

⑥ 小間内に聴衆のスペースを確保してください。

自社小間内で、プレゼンテーションを行なう場合、小間から聴衆が溢れ、通路を塞ぐことのないよう予め十分なスペースを小間内に設けるような設計を行ってください。

⑦ カーペットの養生は両面テープをご使用ください。

小間内床のカーペットは、すべて弱粘の両面テープで固定させてください。
ボンドなど接着剤の使用はできません。

⑧ 二階建施設を設置することは出来ません。

小間内に二階建の施設（インフォメーションブース、商談室、控室／休憩所、倉庫等の来場者または、係員が入室する状態の施設）の設置を禁止します。

また、来場者または係員の通行するブリッジ等は設けることができません。

⑨ 消防施設を隠さないよう十分ご注意ください。

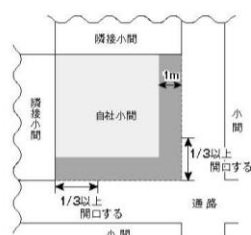
消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル誘導灯などを装飾物で隠さないよう十分ご注意ください。また、その付近にはそれらを使用の際に障害となる出展製品や、装飾物、その他の物品を放置しないでください。

なお、消防施設の場所を確認されたい方は、事務局までお問合せください。

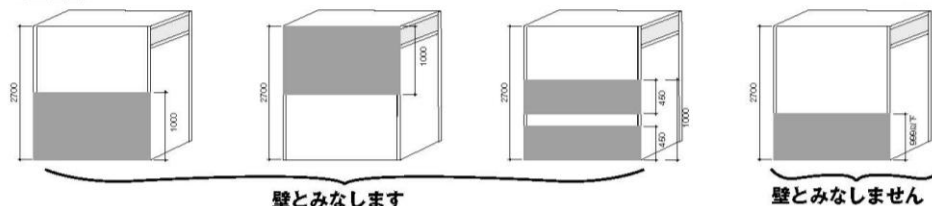
⑩ 通路から1mの範囲内に造作を施工する場合、間口の1/3以上を開けてください。

（自社小間と会場壁面の間に他の出展社がない場合、および外周小間の側面はこの限りではありません）

<平面図>



<立面図>



*床から2.7mの間に、上記の図のように1m以上の造作を施工した場合、1/3以上の開口ではなく壁とみなします。（2.7m以上の部分はこの限りではありません）

⑪ 天井構造を行う場合は、事前申請が必要です。

事前の申請がない場合は、千葉市美浜消防署より、現場で取壊しや変更工事等を命じられる場合がございます。天井構造を行う場合は、必ず天井構造申請書をご提出ください。